

議 第 3 8 8 号

総 計 第 1 2 6 3 号

平成26年7月18日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

大阪府における都市計画のあり方について(諮問)

標記について、都市計画法第77条第1項の規定により、次のように
審議会に諮問します。

諮問事項

大阪府における都市計画のあり方はいかにあるべきか

諮問趣旨

平成18年7月に「成熟社会における大阪の都市づくりのあり方」について答申が示された。

本答申では、大阪府の都市づくりの基本目標として、1. 「ふる里大阪」として誇れる都市づくり、2. 「集積と交流による都市活力」の再生・創出、3. 「緑に縁取られた集約・連携型都市構造の強化」が提言されるとともに、連携性、先導性、広域性、マネジメントの観点にたった施策の推進を掲げている。

本答申を受け策定した「都市計画区域マスタープラン」に基づき、都市政策を進めてきたが、人口減少・超高齢社会の進展、経済のグローバル化による国際的な都市間競争の激化、家族形態の多様化やICTの普及等によるライフスタイルの変化、市町村への権限移譲など、社会情勢が大きく変化しており、都市政策のあり方を今一度見直すべき時期に来ている。

大阪の厳しい財政状況の中、民間の力を最大限に活かした柔軟な手法により、国際競争に打ち勝つ強い大阪を創造するとともに、公共交通ネットワークの充実、産業や雇用の確保、豊かなみどりの創出、良好な住環境の形成等により、安全・安心に生き生きと暮らせる大阪を築いていく必要がある。

あわせて、東日本大震災等の大規模災害の教訓を踏まえた都市の防災性の向上、歴史的・文化的資源を活かした都市魅力の創造、都市の低炭素化やエネルギー利用の合理化による循環型都市構造の構築に向けて取り組む必要がある。

また、公的不動産等の既存ストックを効果的に活用した都市の再構築や新たな広域インフラの整備とあわせた計画的な土地利用の誘導等を民間の資金やノウハウを取り入れて進めるため、都市づくりに係わる多様な主体の参画を基本とした都市マネジメントの仕組みを整えていくことが求められている。

そこで、大阪府として都市政策を進めるにあたり、これら社会情勢の変化や課題を踏まえ、今後の都市計画のあり方はいかにあるべきか、貴審議会に諮問する。